

新潟市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第23号

新潟市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟市身体障害者福祉法施行細則（平成8年新潟市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号別紙（その8）中

「

- ア 階段を人並みの速さで上れないが、ゆっくりなら上れる。
- イ 階段をゆっくりでも上れないが、途中休みながら上れる。
- ウ 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける。 を
- エ ゆっくりでも少し歩くと息切れがする。
- オ 息苦しくて身のまわりのこともできない。

」

「

- ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。
- イ 平坦な道を早足で歩く、又は緩やかな上り坂を歩くときに息切れがある。
- ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、又は平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。 に、
- エ 平坦な道を約100m、又は数分歩くと息切れのために立ち止まる。
- オ 息切れがひどく家から出られない、衣服の着替えをする時にも息切れがある。

」

「胸部エックス線写真所見（平成 年 月 日）」を「胸部エックス線写真所見（年 月 日）」に、

「

4 換気機能（平成 年 月 日）

- ア 予測肺活量 ml
  - イ 1秒量 ml
  - ウ 予測肺活量1秒率 % ( $= \frac{イ}{ア} \times 100$ ) を
- （ア・ウについては、次のノモグラムを使用すること。）

」

「

4 換気機能( 年 月 日)

ア 予測肺活量 □.□□ l (実測肺活量 □.□□ l)

イ 1 秒量 □.□□ l (実測努力肺活量 □.□□ l)

ウ 予測肺活量1秒率 □□.□ % ( $=\frac{\text{イ}}{\text{ア}} \times 100$ )

(アについては、下記の子測式を使用して算出すること。)

に、

肺活量予測式 ( 1 )

男性  $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢 (歳)} - 2.258$

女性  $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢 (歳)} - 1.178$

(予測式の適応年齢は男性18-91歳、女性18-95歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。)

」

「動脈血ガス (平成 年 月 日)」を「動脈血ガス ( 年 月 日)」

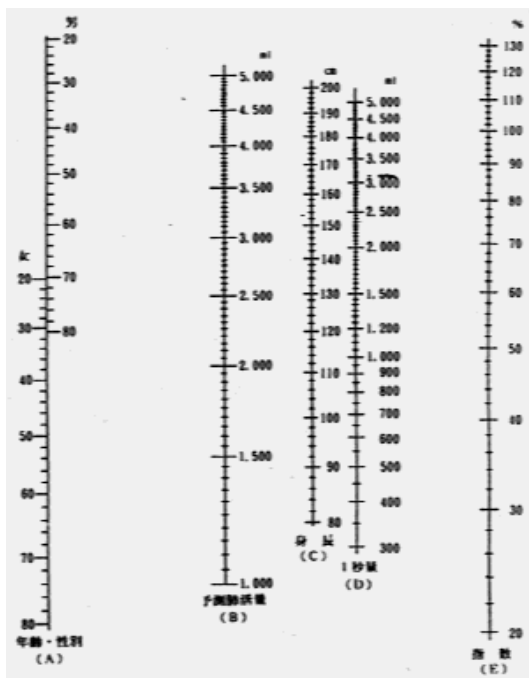
に、

「

6 その他の臨床所見

ノモグラムの使い方

- 1 (A)と(C)から、(B)上にBaldwinの子測式による予測肺活量が得られる。
- 2 (B)と(D)とから(E)上に予測肺活量に対する1秒率が得られる。



を

」

「

6 その他の臨床所見

に

」

改め、同様式別紙（その13）中

「

合計点数	点	点
3点項目の有無 (血清アルブミン 値, プロトロンビン 時間, 血清総ビリル ビン値)	有 ・ 無	有 ・ 無

を

」

「

合計点数	点	点
(○で囲む)	5～6点・7～9点 10点以上	5～6点・7～9点 10点以上
肝性脳症又は腹水の 項目を含む3項目以 上における2点以上 の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

に

」

改める。

別記様式第6号中

「

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

を

」

「

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として（訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に

」

改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。